

令和8年度 京都府北部圏域水道事業等経営基盤強化調査業務共通仕様書

1 総 則

1-1 目 的

本業務は、府内全域の水道事業の方向性を示した「京都水道グランドデザイン（以下「GD」という。）」[※]で設定する北部圏域の水道事業等において、PPP/PFI 推進アクションプラン（令和7年改定版）に基づき、官民連携手法の導入可能性について調査を行うことを目的とする。

※ https://www.pref.kyoto.jp/koei/gurandodezain/suidogd_rev.html

1-2 対象事業

GDで設定する北部圏域のうち、次に掲げる市町が所管する水道事業及び京都府が所管する工業用水道事業とする。

- 水道事業：舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、綾部市及び与謝野町
- 工業用水道事業：京都府

2 業務内容

本業務は、国が公表している「水道事業における官民連携に関する手引き（改訂版）令和6年3月」など官民連携に関する各種資料を参考に、以下の検討項目について調査を行う。^{※1}

調査にあたっては、対象事業ごとに官民連携手法の導入（以下「単独導入」という。）の可能性について検討を行う。さらに、北部圏域全体^{※2}での市町域の枠を超えた広域的な導入（以下「広域型導入」という。）の効果等について検討を行い、単独導入と広域型導入^{※3}について比較し評価を行うものとする。

※1 対象事業ごとに整理した「現状分析」「課題洗い出し」「対応策（案）の抽出」等は「5 参考資料の貸与」のとおり

※2 水道事業：舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、綾部市、与謝野町及び福知山市
工業用水道事業：京都府

※3 広域型導入の検討の際には、福知山市における官民連携の状況も踏まえ検討することとし、必要となる行政資料は「5 参考資料の貸与」のとおり

2-1 課題への対応方針整理

洗い出した課題に対して、抽出した対応策（案）をもとに、官民連携手法での対応方針を整理する。

2-2 官民連携手法の比較検討

（1）導入可能性のある官民連携手法の選択

官民連携手法の採用事例等を参考に、課題解決に有効と想定される官民連携手法を選定した上で、手法ごとの内容及び特性等を整理する。

(2) 事業スキームの検討

選定した各手法について、官民連携を受注する民間事業者等に求める組織形態や想定されるリスク及びリスクの官民分担など、実施可能な事業スキームの比較検討を行い、導入により期待される効果と留意点を整理する。

(3) VFM(Value for money)試算

従来型の発注手法による概算事業費と、官民連携事業手法で実施した場合に必要な事業費を比較し、VFMを計算する。

(4) マーケットサウンディング

官民連携事業の受け皿となることが想定される民間事業者に対し、導入する官民連携手法やスキームの決定に資することを目的として、官民連携事業への参画意向及び事業内容や事業スキームの妥当性等についての市場調査を行う。

なお、マーケットサウンディング実施前には計画書を提出する。

2-3 官民連携導入効果の評価及び手法の選定

(1) 導入効果整理及び手法選定

前節までの検討結果に基づき、官民連携の導入が効果的と考えられる範囲を整理し、導入案を作成する。

なお、導入案については、単独導入と広域型導入のそれぞれを作成・比較検討し、各手法における導入効果や課題、概算委託費用等について定量的・定性的に評価した上で、最適な官民連携事業スキーム（案）を整理する。

(2) 導入工程検討

最適な官民連携事業スキーム（案）について、令和11年度の事業実施を前提とした場合の全体スケジュールや導入までに検討が必要となる課題等について、提案及び助言を行う。

2-4 報告書の作成

各種検討結果をとりまとめ、報告書を作成し提出する。

- 業務報告書 2部×7団体*
- 参考資料 同上
- 電子成果品（Word、Excel等） 同上

※ 水道事業：舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、綾部市及び与謝野町

工業用水道事業：京都府

2-5 打合せ協議

受託者は、業務の円滑な推進を行うために、業務の着手時、中間（3回）、完了時の計5回を基本に打合せ協議を実施する。

委託者と十分協議・調整を行うものとし、各協議の協議記録簿を作成する。

なお、中間協議の追加は設計変更の対象としない。

また、業務中に発生する日程調整・資料調達等の簡易な質疑応答は協議に含まれない。

3 その他留意事項

3-1 業務計画書

受託者は、契約締結後、下記事項を記載した業務計画書を休日含む14日以内に作成し委託者に提出する。

なお、業務計画書の内容に変更があった場合は、委託者と協議の上、変更業務計画書を提出する。

- 業務概要
- 実施方針
- 業務工程
- 業務組織計画
- 協議打合せ計画
- 成果品の品質管理計画
- 連絡体制
- その他

3-2 資格要件

(管理技術者の資格要件)

管理技術者は、下記の(1)に示す条件を満たす者であり、(2)の実績を有する者であることとする。

(1) 下記のいずれかの資格を有する者

- 技術士(総合技術監理部門:上下水道の選択科目)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- 技術士(上下水道部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- R C C M(技術士部門と同様の部門に限る)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

(2) 下記のいずれかの実績を有する者

- 本年度を除く過去10ヶ年度から、本業務の指名通知日(通知日含む)までに完了した業務のうち、「同種又は類似業務」において1件以上の従事した実績(管理技術者又は担当技術者として配置された実績に限る。再委託による業務及び照査技術者としての実績は含まない。)を有する者
また、上記の期間に1年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業(以下、「長期休暇」という。)を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として求める期間に加えることができる。なお、実績として求める期間に加える場合、期間は年単位とし、1年未満は切り捨てとする。
- 同種又は類似業務に関する調査・検討業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者*

※ マネジメントした実務経験とは、以下のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

- ・国内の水道事業又は下水道事業におけるPPP/PFI手法の導入可能性調査業務又は発注支援業務の管理技術者
- ・包括的運転管理委託発注支援業務に携わった管理技術者

3-3 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

4 照 査

本業務は技術資料等の諸情報を活用して業務の高い質を確保し、成果図書に誤りがないよう照査技術者により照査を行うものとする。

照査技術者は、下記のいずれかの資格を有する者であることとする。

- 技術士（総合技術監理部門：上下水道の選択科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- 技術士（上下水道部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- R C C M（技術士部門と同様の部門に限る）の資格を有し、「登録 証書」の交付を受けている者

5 資料等の貸与及び返却

委託者は、受託者に対して、業務遂行に必要なデータ、資料、図書及びその他関係資料を貸与できるものとする。

業務遂行にあたっては、「水道事業における官民連携に関する手引き（改訂版）令和6年3月」に基づき、対象事業ごとに整理した「現状分析」「課題洗い出し」「対応策（案）の抽出」等^{※1}を貸与する。

広域型導入の検討にあたっては、福知山市水道事業における包括民間委託の要求水準書など業務遂行に必要な関係資料を貸与する。

水道事業者の水道施設情報の一部は、以下の業務で整理済みである。

- 令和元年度実施「京都府水道事業のあり方に関する将来推計業務委託」^{※2}
- 令和2年度実施「京都府水道事業のあり方に関する将来推計（その2）業務委託」^{※3}
- 令和3年度実施「京都府水道事業のあり方に関する将来推計（その3）業務委託」^{※4}
- 令和4年度実施「京都水道グランドデザイン改定業務委託」^{※5}

受託者は、委託者の指示に従い、借用書を委託者に提出の上資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は速やかに返却すること。

また、本件に係る情報等は、本業務を遂行する目的に限り使用することができるが、発注者の許可なく第三者に流布してはならない。

その他、業務に必要となる情報を整理し、把握すること（発注者の持つ情報は供与）。なお、調査時点で不明な情報は、収集可能な情報から仮定することとし、その仮定方法を明示する。

※1 水道事業（舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、綾部市）：令和7年度実施「京都水道グランドデザインに基づく経営基盤強化検討（その3）委託」

水道事業（与謝野町）：令和7年度実施「官民連携等基盤強化支援【与謝野町】」

工業用水道事業：京都府作成の行政資料

※2 水道事業者ごとの現状把握と将来見通しのシミュレーション及び広域化パターンごとの将来見通しのシミュレーションと広域化効果の分析（圏域ごと及び1圏域の一部の水道事業者において、事業統合又は経営の一体化を行った場合の将来見通しのシミュレーション等）を実施

※3 京都府水道事業のあり方に関する将来推計（その2）業務委託：水道事業者ごとの浄水場等の共同設置・共同利用（施設の統廃合）のシミュレーション等（2圏域3パターン）及び事務の広域的処理のシミュレーション等（2圏域2パターン）を実施

※4 京都府水道事業のあり方に関する将来推計（その3）業務委託：木津川市の現状把握と将来見通しのシミュレーション及び南部圏域の一部の水道事業者において、事業統合又は経営の一体化を行った場

合の将来見通しのシミュレーションと広域化効果の分析並びに水道事業者ごとの浄水場等の共同設置・共同利用（施設の統廃合）のシミュレーション等（1圏域1パターン）及び事務の広域的処理のシミュレーション等（1圏域1パターン）並びにこれまでに実施したシミュレーション結果等（水道事業者等の現状については最新の情報に更新したもの）を活用して既存GDの修正及び内容の拡充を行い、GD素案及び素案の概要版の作成を実施

- ※4 京都水道グランドデザイン改定業務委託：京都市の現状把握と将来見通しのシミュレーションに加え、令和元年度業務及び令和3年度業務で実施した水道事業者の将来見通し並びに令和元年度、令和2年度業務及び令和3年度業務で行った広域化パターンごとの効果分析結果の修正